第七十七条　削除

別記

様式第十二号（第五十九条関係）

（第１面）

第　　号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職　　名
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日生

写
真

年　　月　　日交付
年　　月　　日限り有効

発　行　者　　印

（第２面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法　令　の　条　項	該当の有無

（備考）１　この証明書は、用紙１枚で作成することとする。

２　法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。

３　該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。

４　記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第２面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。

５　裏面には、参照条文を記載することができる。

６　この証明書の記載事項については、必要に応じて英文を併記の上、発行することができる。

（身分証明書の様式）

第七十七条　法第五十八条第十項の規定により準用する法第四十条第二項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式第二十二号によるものとする。ただし、金融庁又は財務局若しくは福岡財務支局の職員が検査をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。

別記

様式第十二号（第五十九条関係）

表

第　　号　　年　　月　　日　（有効期間　か年）

所　　属
職　　名
氏　　名

年　　月　　生

上記の者は、不動産特定共同事業法（平成６年法律第７７号）第４０条第１項の規定により立入検査をすることができる者であることを証する。

国土交通大臣
知　事　　印

6cm

8.5cm

裏

不動産特定共同事業法抜粋

第40条　主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、不動産特定共同事業（特例事業者が営むものを除く。以下この項において同じ。）を営む者（都道府県知事にあっては、当該都道府県の区域内においてこれを営む者に限る。以下この項において同じ。）、当該不動産特定共同事業を営む者と取引をする者若しくは当該不動産特定共同事業を営む者から業務の委託を受けた者に対し、当該不動産特定共同事業を営む者の業務若しくは財産について報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に当該不動産特定共同事業を営む者若しくは当該不動産特定共同事業を営む者から業務の委託を受けた者の事務所その他その業務が行われる場所に立ち入り、当該不動産特定共同事業を営む者の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。